

「お助けカード」の配布について（依頼）

1 趣旨

全国的に、高齢者の消費者被害が、高齢者人口の増加率を大きく超えるスピードで増えています。横浜市においても高齢者の相談件数は増加傾向にあります。

昨今は、独居の高齢者の方も多く、消費者被害に遭っていることにご本人が気が付いていない場合や、気が付いていてもご自身では解決できない場合などがあります。

また、同居のご家族がいても、被害に気づきにくく、被害が大きくなる傾向があります。

そこで、地域の高齢者の方々の、消費者被害の未然防止や早期の相談に結び付けるため、財布や手帳などに入れていただけるサイズで、横浜市消費生活総合相談センターの電話番号等が記載された「お助けカード」を作成しました。

2 「お助けカード」の配布

平成 28 年 9 月から、消費生活推進員の見守り活動や横浜市老人クラブ連合会友愛活動員の訪問活動を通じて、地域の高齢者の方へ配布を進めております。

自治会・町内会長の皆さまにも、お一人一枚、配布させていただき、地域で心配な方がいらっしゃいましたら、横浜市消費生活総合センターの電話番号をお知らせいただきますようお願い申し上げます。

カードを渡してしまったなど、追加で必要な場合は、ご連絡いただければ、追加配布させていただきます。

表面



裏面



- ・ カードのイラストは東京都と関東甲信越地域の自治体が共同で、悪質商法被害防止共同キャンペーンに活用しているキャラクター「カモかも」です。
- ・ カードの表面は相談専用電話番号、裏面はクーリングオフの代表的パターンのお知らせです。

3 お問い合わせ先

横浜市経済局消費経済課 担当：山口、深澤
電話：045-671-2568 FAX：045-664-9533
E-mail：ke-syohikeizai@city.yokohama.jp